

【会議録】

主 題 令和5年度 第2回つくばみらい市障がい者支援協議会

- 日 時：令和5年9月11日（月）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室
- 出席委員：会長原口朋子委員、大久保安雄委員、君嶋俊樹委員、竹内真理委員、宮本瞳委員、監物輝子委員、石田奈津子委員、小谷野卓巳委員、飯村晴代委員、鈴木恭子委員、安河内崇代委員、八木岡道孝委員、木村範明委員 以上13名
- 欠席委員：間宮正孝委員 以上1名
- 事務局：社会福祉課 石井課長、中山補佐（進行）、加瀬主査、兼重主事、野島相談員
- 傍聴人：0名

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

○会長あいさつ

2. 議事（会長が議長となり、議事（1）を事務局及びコンサルから説明した。）

（1）第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について

（質疑・応答）

議長：何か質問等あるか。

委員1：前期計画は64ページであったのに対し、本日配布された計画素案は74ページと、前回に比べてページ数が増えている。成果として自治体でできたこと、できなかったこと、また、市として新しく始まった取組が目に見えないので教えてほしい。

事務局：3年前に策定した計画は障がい福祉計画であり、本日配布した計画素案は、障がい者計画の素案になる。今回の計画は、障がい者計画の部分が74ページであり、その後ろに障がい福祉計画と障がい児福祉計画が追加になるため、全部で150ページほどになる予定である。

第4期障がい者計画については、文言を改めたり、内容が重複している部分の見直しは行っているが、根本的には前期計画の施策を引き継ぐかたちになっている。

委員1：徐々に障がい者に対する理解が広まり、障がい福祉事業者が増えている気はするが、ある程度会話のできるような発達障がい児が増えているため、グループホームに入るにはこのくらいのことのできななければならない、このくらいことが理解できなければならないという条件が示されるようになってきている。県北には、入所施設もあり、作業所を沢山持っていて、それぞれの子どもに合った仕事を割り振れるような施設があるが、つくばみらい市は、規模の小さい施設は沢山できて

きたものの、建物の中で作業をするだけの施設など、狭い箱の中に閉じ込められているように感じる。重度障がい者は、外出をするにも親が付き添わなければならない。親亡き後は入所施設に入るか、大きいグループホームに入るようになり、自由がなく言われたままの暮らしをすることになる。また、親亡き後、行動支援の申請は誰がするのかなどの問題もある。グループホームは都会に行くほど家賃が高くなり、選択の幅が狭まるため、重度障がい者ほど地方に追いやられる現実があることを知ってもらいたい。障がいの重い人ほど声が届かない現状があり、自分の意思を伝えられない障がい者が社会参加するには、ボランティアや地域の方の理解が必要である。計画には様々な意見を反映してもらいたいと思うので、前期計画と比較して具体的にどう変わっているのかを教えてください。

議長：具体的施策の内容については、関係各課への聞き取り等を踏まえて適宜見直ししていくということだが、今後聞き取りをしながら調整していくということか。

事務局：10月中旬頃までに関係各課を周り、聞き取りを実施した上で計画案を作成する。その後、庁内の会議において了承をもらってから11月初旬に第3回障がい者支援協議会を開催する予定となっている。

議長：11月の協議会では詳しい内容が示されるということか。

事務局：関係各課への聞き取り方を工夫したいと思う。

議長：移動や防災の部分については、障がいの分野だけでなく、広く関係各課と協働しなければならないと思う。

最近は気候変動による災害が増えているが、避難行動要支援者への登録はどのような基準になっているのか。

事務局：つくばみらい市の基準では、身体障害者手帳所持者で肢体不自由1級、2級、視覚障がい、聴覚障がい2級、療育手帳所持者でマルA、A、精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の方、65歳以上の独居高齢者を対象としている。

議長：避難行動要支援者に登録したかといった確認はしているのか。

事務局：申し出があった場合に登録している状況である。

議長：災害時における避難所等についても具体的に検討が必要である。

事務局：福祉避難所の指定はしているが、実際に障がい者が避難した際に市としてどこまで対応できるかなど、検討が必要なところはある。

議長：その他、具体的に確認したいことなどがあれば、この場で意見していただき、関係各課への聞き取り時に確認してもらいたいと思うが、何かあるか。

委員2：計画にはPDCAサイクルについて書かれているが、前期計画と比較して、どこが変わったのかを明確にすることは重要である。

前期の障がい者計画と、本日配布された計画素案を見比べると、文言が抽象的になっている印象を受けた。例えば、第3期障がい者計画、P63、「(1)防災対策の充実」、社会福祉課の取組内容では、「災害時における避難行動要支援者の登録を進め、確実な避難行動に生かします」に加えて、「地域の見守りネットワーク活動を推進します」といった文章が書かれているが、資料1、第4期障がい者計画、

P74、「(1) 防災対策の充実」において、避難行動要支援者の登録の促進については、「地域の見守りネットワーク活動を推進します」といった文章が削除されている。協議会終了後、気付いた点等の質問・意見を受け付けるということだが、このような意見を一つ一つ意見すれば良いのか、質問や意見の仕方を教えてほしい。

事務局：第3期計画を継承しているものの、文言が削除されていたり、簡略化されている部分については、各施策についての実施状況と併せて関係各課に聞き取りをしながら確認したいと思う。

質問や意見については、電話や紙面でも構わないので随時相談してもらいたい。

委員3：前期計画との違いがわかるような一覧があるとわかりやすい。

議長：今回示された資料は素案であり、今後、関係各課への聞き取りをした上で具体的な内容が入ったものが11月の第3回協議会で示されるという認識で良いか。

事務局：11月の第3回協議会では、事前に計画案を配布する予定なので、その際は前期計画との違いがわかるような表記にしたいと思う。

委員3：事前に配布された資料を確認してから質問をしても良いのか。

事務局：事前に計画案を確認していただいた上で、第3回協議会において質問を受けたいと思う。

委員3：最近は大雨の時などに緊急速報メールが届くので、そのメールを見てどうすれば良いのかと困惑する高齢者もいる。

事務局：先日も大雨警報により土砂災害の危険があったため、避難所を開設した。高齢者などは警報が出ると不安になると思うので、市として安否確認、避難支援を行う必要があるが、市と社会福祉協議会だけでは支援の手が回らないと思うので、地域の支援者を増やす必要があると思っている。

委員3：地域住民が支援者になることは難しいと思う。

事務局：まずは自分の身を守ることが大前提なので、支援者として登録したからといって危険を冒してまで支援をしてもらわない必要はないが、支援者として登録するとなると責任を感じてしまう方が多いようである。

委員4：東日本大震災の際は、一人残さず避難させるために、民生委員が家の中に入って安否確認等をしていたため、60名近くの民生委員が命を落としている。昨年の大雨の際は、大雨警報が出ているなか、高齢者から大雨で怖いから来てほしいという要請に従って民生委員が高齢者宅に向かったところ、二人とも溺死したこともあった。最近、家族と自身の安全を確認してから避難を呼びかけるようにしているが、避難、支援に関しての方針を示すことは大切だと思う。

西ノ台は高齢者が多いので、自治会が避難行動に力を入れている。安全が確認できたところは、目印として黄色いタオルを玄関にかけるなどの取組みをしているので、障がい者に関しても、支援が必要な場合は黄色いタオルを掲げるなどのルールを設けると良いと思う。

議長：災害時の対応については、システムとして考えなければならないと改めて感じた。

資料1、P58、ごみ出し支援事業について、現在は対象が身体障害者手帳2級以上となっているが、精神障がい者においてもごみ出しができない状況の方もいるので、対象者の拡大を望むところである。

ほかに意見はあるか。

委員5：資料1、P6、「計画の位置づけ」について、他計画との整合性を図った計画とするとあるが、様々な分野で計画が立てられ、計画実現のために尽力されているなかで、市としてこれだけやっているということが、市民や学校、福祉事業所、相談員等に周知されることで、障がい者が生活しやすくなる部分が多々あると思う。学校においても、学校としての取組が伝わりきれていないことが課題だと感じているので、たくさんの取組をどのように市内に広めるかを含めて検討してほしい。

議長：その他の関連計画があるので、どのように整合性を図るかは大切である。

ほかに何か質問等あるか。→無

(2) その他

つくばみらい市障がい者支援協議会委員任期について事務局から説明した。

(質疑・応答なし)

3. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第
- ② 【資料1】第4期つくばみらい市障がい者計画 第7期つくばみらい市障がい福祉計画 第3期つくばみらい市障がい児福祉計画